

風水害時等における保育所の臨時休園等の対応について

近年、台風、ゲリラ豪雨、地震等といった自然災害が全国的に相次いで発生し、各地で甚大な被害をもたらしている。台風や長時間降り続く雨等により風水害が発生または発生する恐れがある場合に備え、区では園児や保護者、職員等の安全を確保するため、下記の通り保育所等の臨時休園等の基準を定める。

記

1 基本的な考え方

保育所は児童福祉施設として保護者支援のため、開所を原則とするが、風水害等の発生時または発生する恐れがある場合には、園児や保護者、職員等の安全確保を最優先とし、被害を最小限に抑えるため保育所の臨時休園を含めた措置を講じる。

2 対象施設

区立保育所、私立保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認証保育所、家庭福祉員
※本基準における標記は、保育所と統一する。

3 臨時休園の判断基準

【風水害に関する警報等が発令された時】

避難情報の種類		各施設の対応
警戒レベル5	緊急安全確保	臨時休園
警戒レベル4	避難指示	臨時休園
警戒レベル3	高齢者等避難	原則開所 ただし、※浸水想定区域内の保育所は、周辺状況を踏まえ、開所の判断を行う。休園の場合には、必要に応じて指定保育所で代替保育を実施する。
鉄道の計画運休	目黒区内に影響のある場合	臨時休園

※浸水想定区域の保育所・・・目黒川周辺に位置し、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域内にある保育所

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)	
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2相当	氾濫注意情報 ——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当	—— ——

出典:内閣府防災情報のページ<避難情報のポイント>

## 【震災が発生した時】

震度	登園前	保育中
震度5弱以上の地震	臨時休園	避難又は引き渡し完了後、 臨時休園とする。

### 4 臨時休園等の判断と行動

#### 判断と行動の考え方

【フェーズ1】警報等の発表が予想される場合には、原則として前日に対応を決定する。

【フェーズ2】保育中に風水害等における警報等が発出された場合は、園児・保護者・職員等の安全を最優先とした対応を行う。

#### 【フェーズ1】前日(判断基準の目安 12時、15時、18時)

○区において関係各部局と連絡調整の上、臨時休園等の対応を検討・決定する。

○臨時休園等の決定は前日の12時を目安とし、区は臨時休園等を決定後、速やかに保育所へ周知する。

なお、12時の決定が困難な場合は15時、15時の決定が困難な場合は18時を目安に決定する。

○保育所は、区の決定について保護者へ連絡を行う。

#### 【フェーズ2】保育中

○警報等の発令中は園内で待機する。

○園は、状況に応じて保育所防災マニュアルに基づき避難行動を取り、園児を安全に保護者に引き渡す。

○区は、災害情報の確認を行い、園と連携して園の周辺状況の把握に努め、避難・園内待機等の必要な指示・支援を行う。

○鉄道の計画運休が発表された場合には、運休開始時刻までに園児の引き渡しを完了できるよう保護者に速やかな迎えを依頼する。

### 5 臨時休園の周知について

#### (1) 区の対応

原則、前日までに各保育所へ通知するとともに、区ホームページ(下記URL参照)等に掲載する。

URL:<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/hoiku/fuusuigai.html>

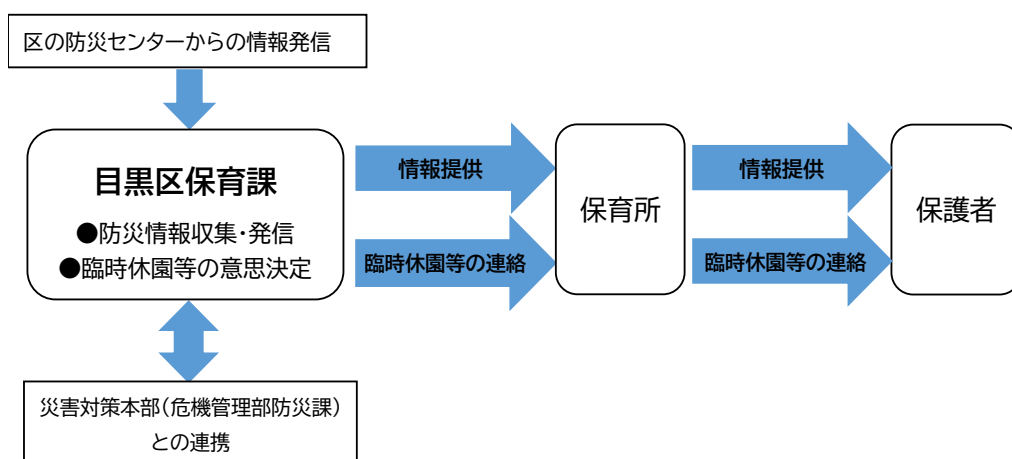


(2次元コード)

#### (2) 保育所の対応

区から連絡・通知を受け、メール等により保護者全員に周知する。

施設入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。



## 6 保育の再開について

臨時休園を決定した日は、一日休園とする。臨時休園をした日の15時時点において翌日の開園が可能な場合は翌日から保育を再開する。

### 【再開の基準】

- 施設や施設周辺の安全が確保されている。
- ライフライン(電気、ガス、水道等)が使用できる。
- 給食の提供ができる。
- 職員体制が確保できている。

## 7 代替保育の実施について

### (1)実施の考え方

浸水想定区域内の保育所については、警戒レベル3の発令により臨時休園を実施する場合においても、以下の「保育の提供の必要性が高い保護者」が希望する場合には、保護者支援のため代替保育として指定保育所にて保育を提供する。(別紙「浸水想定区域内における代替保育施設指定一覧」参照)

### 【保育の提供の必要性が高い保護者】

社会機能を維持する上で必要なサービス(医療関係、警察、消防関係、ライフライン関係等)に従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者

浸水想定区域内の保育所は、「保育の提供の必要性が高い保護者」を把握し、保護者同意のもと、事前に指定保育所へ届け出を行う。浸水想定区域内の保育所職員は指定保育所に出動し、指定保育所職員と協力して保育を行う。

### (2)給食の提供について

給食の提供は行わない。必要となる食事等については保護者に用意を依頼する。

## 8 臨時休園時の保育料の取り扱い

風水害時等における保育所の臨時休園について、保育料の減免は原則行わない。

## 9 保護者への周知

風水害時等における保育所の臨時休園等の対応について、保護者へ周知を行うとともに、入園説明会等において、事前に保護者に周知する。

## 10 定期的な訓練の実施

保育所で実施する避難訓練において、風水害等を想定した訓練を実施する。浸水想定区域内の保育所及び指定保育所は、代替保育に係る訓練も含めた訓練を実施する。

以 上